

令和2年(2020年)11月20日

八王子市議会議長
浜 中 賢 司 殿

特別委員会設置基準及び
所管事務調査ガイドライン検討会議
座 長 馬 場 貴 大

特別委員会設置基準及び所管事務調査ガイドラインの検討結果について（答申）

令和2年5月に貴職から諮問を受けました、「特別委員会の設置基準」及び「所管事務調査のガイドライン」について、慎重に検討を重ね、下記のとおり結果をとりまとめましたので、本検討会議の答申として提出します。

記

1 本検討会議の目的

議会基本条例の検証により課題となった「市民意見の反映と政策立案」の取組強化のため、議会運営委員会は令和2年3月25日付「「会派代表者会からの申し送り事項」の検討結果について」において、次のとおり意見をとりまとめた。

1つ目は、政策立案・提言を目的とした所管事務調査を行うため、運営の指針となるガイドラインを作成すること。2つ目は、調査研究を目的とした本市議会の4特別委員会が、法が想定しない広範な付議事項で常設化している現状について、本来の姿に戻すため特別委員会設置基準を作成することである。

本検討会議は、以上2点について検討し具体化することを目的としている。

2 検討結果及び意見

本検討会議では、初めに常任委員会の活動内容を明確化するため、所管事務調査ガイドラインから検討を開始し、その後、特別委員会設置基準の検討を行った。

また、所管事務調査に関しては、目的別にガイドラインの対象とする「政策提案のための所管事務調査」とその他の所管事務調査活動に分け、その他の活動のうち、各団体からの意見聴取（懇談会）の在り方についても検討を行い、検討会議としての意見をとりまとめた。詳細は以下のとおりである。

(1) 八王子市議会政策提案のための所管事務調査ガイドライン（案）

ア. 本文及び関連資料（※資料1）

イ. 意見等

(ア) 所管事務調査ガイドラインの考え方について（※資料2）

本検討会議において、ガイドラインの運用方法に関し、共通認識として確認された事項を今後の参考として取りまとめた。

(イ) 常任委員会における各団体からの意見聴取（懇談会）について

政策提案のための所管事務調査のテーマ以外の内容に関する懇談会の実施について、下記の内容を本検討会議の意見として取りまとめた。

- ① テーマ外の懇談会は、これまでどおり委員全員の同意があれば実施できるものとする。
- ② テーマ外の懇談会の依頼があり、常任委員会では実施しないと決定した場合は、会派や議員の活動として依頼を受けられるよう、八王子市議会として、相手先に案内を行う仕組みをつくる。

(2) 八王子市議会特別委員会設置基準（案）

ア. 本文（※資料3）

イ. 意見等

(ア) 特別委員会の「開催回数」、「開催時期」について

本設置基準が想定する「①常設化しない、②短期間で活動する、③常任委員会から審査権限・調査権限を移譲する」という特別委員会の在り方から当然想定されるものとして、必要に応じて柔軟に開催できるとの認識で一致した。

3 参 考

(1) 経 過

日 付	会 議 名	内 容
令和2年3月25日	—	議会運営委員会から議長に報告 ※「会派代表者会からの申し送り事項」の検討結果について
令和2年5月25日	会派代表者会	特別委員会設置基準及び所管事務調査ガイドラインの検討のため、議長諮問機関として検討会の立ち上げを決定
令和2年6月12日	会派代表者会	検討会の名称を決定
令和2年6月18日	第1回検討会議	座長の決定、これまでの経過の確認
令和2年9月2日	第2回検討会議	政策提案のための所管事務調査ガイドライン(原案)の確認・検討
令和2年10月8日	第3回検討会議	政策提案のための所管事務調査ガイドライン(案)の決定 特別委員会設置基準(原案)の確認・検討
令和2年11月20日	第4回検討会議	特別委員会設置基準(案)の決定

(2) 特別委員会設置基準及び所管事務調査ガイドラインの検討会議 名簿

職名	議員名	会派名
座長	馬場貴大	自民党新政会
委員	鈴木玲央	
委員	西山賢	
委員	美濃部弥生	八王子市議会公明党
委員	久保井博美	
委員	伊藤忠之	市民クラブ
委員	青柳有希子	日本共産党八王子市議会議員団
委員	森喜彦	立憲民主・市民の会
委員	及川賢一	諸派

八王子市議会政策提案のための所管事務調査ガイドライン（案）

1 目的

所管部局の事務事業に関する調査を能動的に行うことによって、行政執行の監視機能を充実させるとともに、専門性を発揮した政策提案や提言を目指し、常任委員会（総務企画・文教経済・厚生・都市環境）において、所管事務調査を行う（ 1 ）。

2 調査事項（テーマ）

閉会中にも委員会での活発な調査活動を行うため、各委員会の所管事務について「特定事件継続調査申出」を会期中の委員会で決定後、「特定事件継続調査申出書（別紙1）」を委員長から議長に通知し、本会議で議決する。

「特定事件継続調査申出」の範囲内で、「所管事務調査事項提案書（別紙2）」により各委員会1～2項目程度具体的な調査テーマを決定し、「所管事務調査決定通知書（別紙3）」により議長に通知する。また、議長は本件について本会議で報告する。

3 調査期間

「調査期間」は、委員の任期（2年間）終了までとする。

なお、期間内に調査が終了した場合、調査結果報告後、他のテーマを設定し調査できるものとする。

4 調査手法

所管事務調査は、付託案件審査とは別の常任委員会の主体的なテーマ設定に基づく調査であり以下の内容を骨子とする。

- 執行部からの現状説明・報告及び質疑
- 委員間協議
- 行政視察
- 市内の現場視察
- 市民団体・業界団体等との意見交換
- 参考人招致など

5 日程

原則として閉会中の常任委員会の日を、所管事務調査の定例の調査活動日とする。その他の調査活動日は、委員会での決定により会期中も含め柔軟に日程を増やすことができる（ 2 ）。

6 正副委員長会議

所管事務調査に関し日程や活動内容等の情報共有を図り、必要な調整を行う場として、議長は年4回程度（定例会ごと）の正副委員長会議を招集する。

7 調査報告

調査期間内にテーマごとの調査が終了次第、「所管事務調査報告書」を議長へ提出し、本会議で報告する。

8 意見のとりまとめ

報告書における意見のとりまとめの考え方は別に定める。（**別紙4**）

9 市民への周知

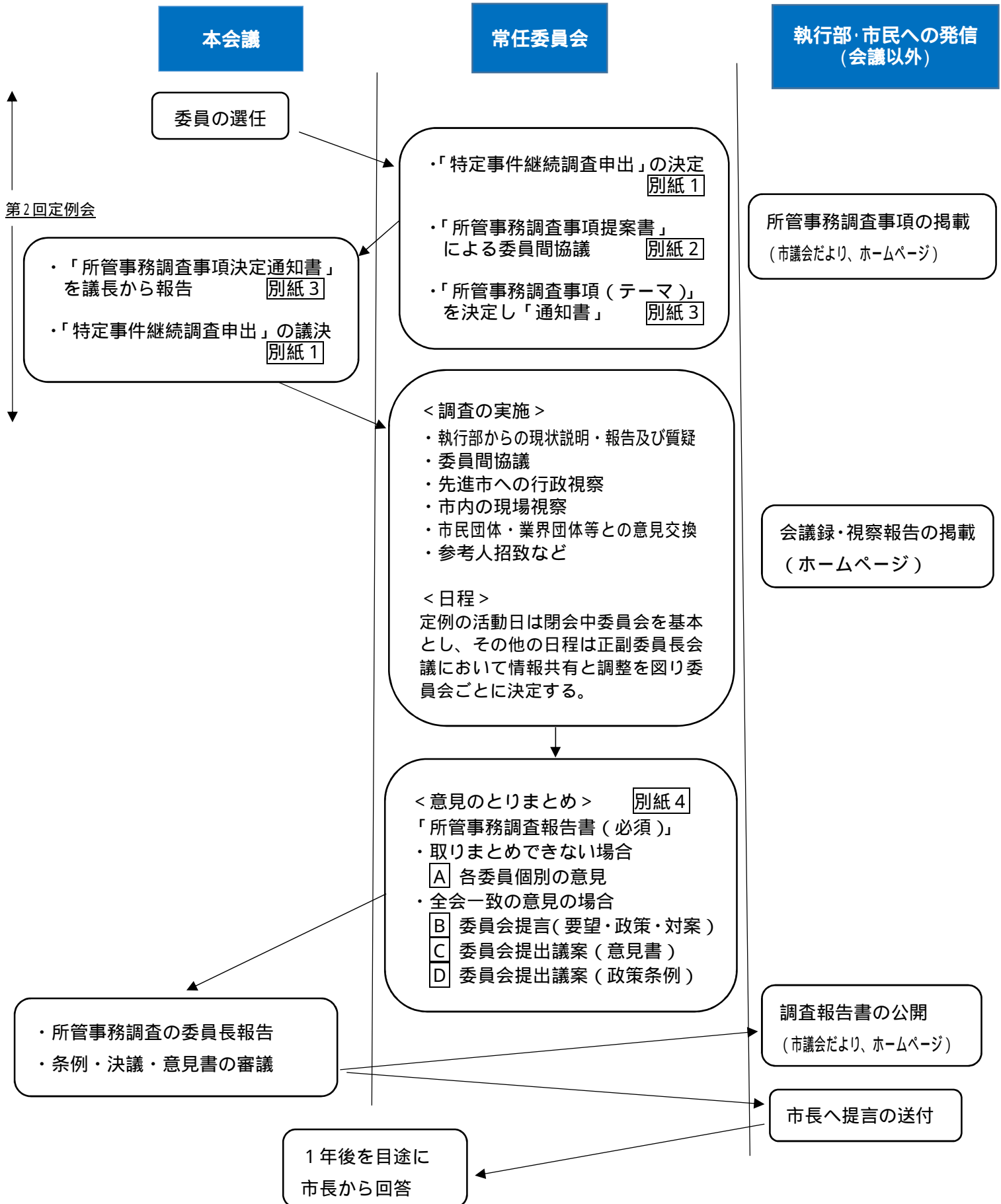
「調査テーマ」、「調査過程」、「調査報告」及び「調査の成果」については、市議会ホームページ及び市議会だよりへの掲載を基本として、随時情報発信を行う。

.....

（ 1 ）別添「八王子市議会所管事務調査の流れ」参照。

（ 2 ）所管事務調査の導入初年度である令和3年度については、原則として、10月の視察先を含め、遅くとも8月の閉会中の委員会までには調査テーマを決定すること。

八王子市議会 所管事務調査の流れ



特定事件継続調査申出書

本委員会は、下記事件について、調査の都合上閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和 年(年) 月 日

八王子市議会議長

浜 中 賢 司 殿

総務企画委員長

記

1. 重要な政策の構想、総合計画、施策の総合調整について
2. 秘書、広報、広聴について
3. 行政組織及び職員定数について
4. 行財政改革及び情報化について
5. 市民協働、多文化共生及び男女共同参画について
6. 学園都市及び文化芸術について
7. 文書、法規及び統計について
8. 情報公開及び個人情報保護について
9. 職員の人事、給与及び安全衛生管理について
10. 予算、契約、財産その他の財務について
11. 施設の建築及び保全について
12. 市税について
13. 防犯、防災について
14. 消費生活及び市民相談について
15. 戸籍及び住民記録について
16. 斎場及び霊園について
17. 監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会について
18. 他の常任委員会の所管に属しない行政事務について

別紙 2

所管事務調査事項提案書

令和 年(年) 月 日

〇〇〇〇委員長 殿

委員 _____

所管事務調査事項（テーマ）について、次のとおり提案します。

1 所管事務調査事項（テーマ）
2 提案理由
3 本市の課題
4 調査研究により予想される効果
5 その他（先進事例、先進自治体など）

所管事務調査事項決定通知書

本委員会は、地方自治法第109条第2項及び会議規則第105条第1項の規定に基づき、行政執行の監視機能の充実と、政策の提案・提言を目指し、下記事項について調査することを決定したので通知します。

令和 年(年) 月 日

八王子市議会議長

浜 中 賢 司 殿

総務企画委員長

記

1. 調査事項

(例) 「若者の投票率向上について」

2. 調査目的

(例) 投票率の低さの原因は「政治への関心の低下」と若者の「政治離れ」が主な要因として挙げられている。平成28年には、選挙権年齢が満20歳から18歳以上に引き下げられたが、依然として改善の傾向がない。以上のことから、〇〇〇〇〇(原因・対策)を目指して、調査を行う。

3. 調査方法及び報告

「八王子市議会常任委員会の所管事務調査ガイドライン」による

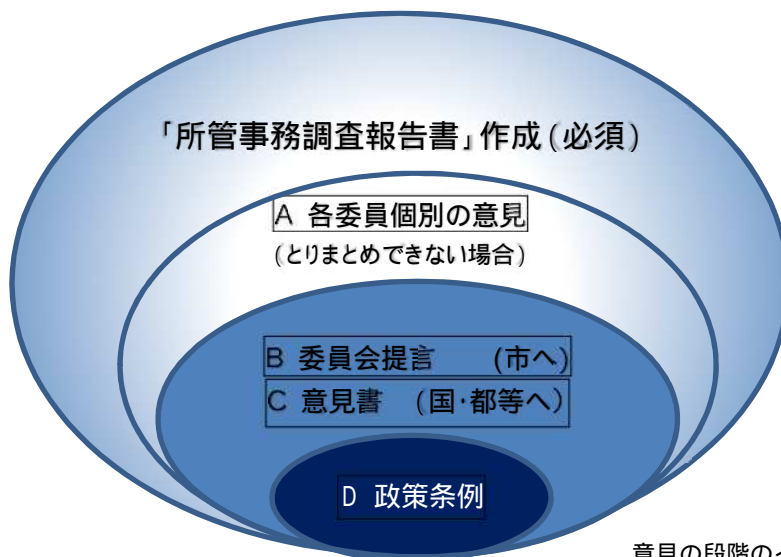
4. 期間

委員の任期(2年)終了まで

委員会における意見のとりまとめ

1. 調査終了後「所管事務調査報告書」を委員会で作成し、委員長は本会議で報告する。
意見の取りまとめるにあたっては、以下のA～Dの段階に留意する。

- A 各委員個別の意見（とりまとめできない場合）
・委員会での各委員の意見として報告
- B 委員会提言（委員長報告後、議長に提出し、会派代表者会を経て、議会として市長に提出）
・委員会で全会一致した具体的な要望・政策・対案
ただし範囲が広く漠然とした内容（例：「子育て支援策の拡充」「高齢者に配慮した仕組みの充実」など）とならないように注意する
・一致した意見として重みをもって、取組を求めるもの
市長に対する法的な拘束力はないが、議会の意思への政治的責任が生じる
- C 委員会提出議案による意見書
・国・都などに対する意見書（地方自治法99条による）として取りまとめる
・委員長報告と同時に本会議に上程・審議
- D 委員会提出議案による政策条例
・条例として取りまとめる
・委員長報告と同時に本会議に上程・審議



2. Bの委員会提言に対する市長からの回答

1年をめぐりに、市長から取組状況などの「回答」をもらう。(市議会だよりに掲載)

所管事務調査ガイドラインの考え方について

「八王子市議会政策提案のための所管事務調査ガイドライン」の運用にあたり、「特別委員会設置基準及び所管事務調査ガイドライン検討会議」で共通認識として確認された事項について、運用上の参考とするため、下記のとおり整理する。

項目	具体的な運用方法等
2 - 所管事務調査提案書	テーマの提案は、委員長も行うことができるものとする。
3 テーマの再設定	テーマの調査過程において、調査を継続する意義がないと認められる場合、調査報告をもって調査を終了し、他のテーマを設定することができる。
4 執行部の出席者	他の常任委員会に属する説明員についても、出席を求めることができる。 この場合、必要に応じて正副委員長会議で調整を行う。
4 - 行政視察	テーマ以外の内容についても、経路上、合理的であれば、視察することを認める。 日程・回数は予算の範囲内で、各委員会の判断により決定できる 視察先は、先進市に限らず、明確な理由があれば視察先として選定できる
8 提言に対する回答	提言については、1年を目途に市長に回答を要求するが、提言の内容に応じて、要求する時期を変更できる。

八王子市議会特別委員会設置基準（案）

1 目的

特別委員会は、議会が必要と認めた場合に、その都度議会の議決でおくことができ、また議会の議決により付議された特定の事件を審査・調査するものである。この特別委員会の役割を市民に分かりやすく整理し、委員会活動を充実させるため、八王子市議会において特別委員会を設置する際の基準を定める。

2 特別委員会設置に関する協議¹

「議会における特別委員会の設置に関すること」は、議会運営委員会の所管事項であるが、この基準に基づき会派代表者会において事前に調整する。

会派代表者会において事前調整する事項

「下記3」に基づく設置の判断

「下記4」に基づく付議事項の検討

委員の人選及び正副委員長の割り振り

特別委員会設置について、議会運営委員会では本会議での議決事項を最終決定する。

3 設置の判断基準

複数の常任委員会の所管に属する重要な事件であること²

1つの常任委員会の所管に属する事件であるが、特に重要な事件、もしくは市の行政全般にわたる総合的な施策に関するものなど、特定の常任委員会の所管事項から切り離して、審査もしくは調査する必要があるもの

4 付議事項の設定³

付議事項とは、特別委員会において審査もしくは調査の対象となるもので、「議会の議決により付議された特定の事件」のことであり、以下のとおり設定する。

審査に関する特別委員会は、対象とする議案・請願を付議事項として設定する。

調査に関する特別委員会の付議事項は、調査対象を具体的に特定し定めるものとする。

なお、付議事項に関する審査権限と調査権限は、常任委員会の所管事項であっても特別委員会に移譲する。⁴

5 設置の提案

提案は会派代表者会で、以下のとおり行う

単独・合同の会派提案または3名以上の議員からの提案。

調査のための特別委員会の設置に限り、所管事務調査結果の意見のとりまとめとして、常任委員会からも議長を通じて提案できる。

6 設置期間

設置期間は、閉会中の委員会活動を可能とするため「審査(調査)終了まで」とするが、運用上は、原則として1年以内に本会議において報告を行う。

なお、審査・調査を終えることができない場合は、中間報告を行った後、1年を限度に期間を1回延長できるものとする。

7 その他

予算等審査特別委員会、決算審査特別委員会については、八王子市議会決定事項のとおり取り扱う。

「特別委員会設置基準」の策定に伴い、「特別委員会の運営について」の申し合わせ事項(平成29年5月25日会派代表者会決定)は廃止する。

【注釈】

1 八王子市議会決定事項の変更

【現行】

特別委員会設置に関する議会運営委員会と会派代表者会との関係

「議会における特別委員会」に関しては、議会運営委員会の所管事項となっているものの、特別委員の人選及び正副委員長の割り振りは、会派代表者会において調整する。

議員改選直後は議会運営委員会が未設置であり、この場合に限り、特別委員会の設置に関しては、すべて会派代表者会において決定する。

4-
S49.6.4 議運決定
S49.6.12 代表者会了承

【変更後】

特別委員会設置に関する議会運営委員会と会派代表者会との関係

「議会における特別委員会に関すること」は、議会運営委員会の所管事項となっているものの「八王子市議会の特別委員会設置基準」に基づき、会派代表者会を事前調整の場とする。

4-
S49.6.4 議運決定
S49.6.12 代表者会了承
R2.0.0特委基準・ガイドライン検討会議決定
R2.0.0会派代表者会決定

2 複数の常任委員会をまたぐ案件

調査にあたり、一時的に他の所管部からの説明を受けるだけでは目的が達せられない場合や、議案審査にあたり、「連合審査会の開催」や「委員外議員の発言」の運用では目的が達せられない場合などが考えられる。

3 新たな特別委員会の付議事項(特定事件)

審査:「議案・請願」を特定事件として審査するもの

調査:「〇〇〇について」を特定事件として調査するもの

4 常任委員会には資料配付による情報提供のみとする

付議事項については、原則として常任委員会での議案審査、報告事項(所管事務調査)は行わず、資料配付による情報提供のみとする。(実質的な二重審議となるため)